



高知医療再生機構 令和8年度公募事業（概要版）

各事業の詳細、申請書様式等は機構のHPをご覧ください

<http://www.kochi-mrr.or.jp/>

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁本庁舎内
一般社団法人 高知医療再生機構
TEL 088-822-9910 FAX 088-855-5881

No 1 指導医資格取得支援事業

事業概要

医師の教育関連施設の増加及び若手医師の指導体制を充実するため、専門医の資格を有する医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域（別図）の指導医の資格取得を目指して行う活動に対して支援を行う



高知医療再生機構



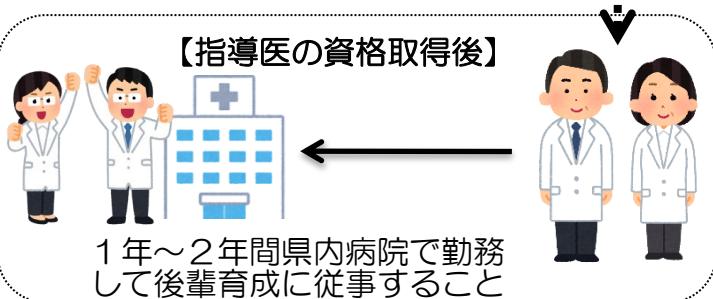
指導医資格取得のための
必要経費を助成

指導医資格の取得を
目指す専門医



補助の要件

- 専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者
- 指導医資格取得後一定期間、高知県内で医師の指導に協力する者
- 現在在籍している医療機関から、この補助事業の対象者としての推薦を受けている者



補助対象経費

学会参加費



書籍・文献購入費

など

補助額

60万円以内

（指導医資格取得までに最大2年間補助）

サブスペシャルティ領域（33）

がん治療法	脊髄外傷	手術	頭頸部外傷	生殖器疾患	婦人科	周産期医療	小児科	小児循環器科	小児神経科	小児泌尿器科	消化器内視鏡	肝内胆管疾患	腫瘍	老年内科	感染症	アレルギー	放射線	放線免疫	乳児外科	小児外科	心臓血管外科	呼吸器外科	消化器外科	内分泌科	膠原病	腎臓内科	脳神経内科	内因性代謝	呼吸器内科	循環器内科	内分泌科	消化器内科
がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん	がん

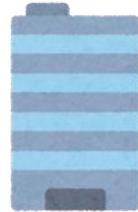
— (別図) —

基本領域（19）

総合診療	リハビリテーション	形成外科	救急科	臨床検査	病理	麻酔科	放射線科	脳神経外科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	眼科	産婦人科	整形外科	小児科	精神科	皮膚科	外傷科	神膚科	小児科	整形外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	眼科	産婦人科	整形外科	小児科	精神科	皮膚科
------	-----------	------	-----	------	----	-----	------	-------	------	-------	----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	----	-------	----	------	------	-----	-----	-----

No.2 専門医等養成支援事業

事業概要



県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域（別図）の専門医等の資格を取得することを支援するために、日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備することに対して、支援を行う。



高知医療再生機構

環境整備に係る
経費を助成



専門医
取得への
環境整備

サブスペシャルティ領域（33）

がん薬物療法

手外科

脊椎脊髄外科
集中治療

生殖医療
婦人科腫瘍
頭頸部がん

周産期

小児血液・がん

小児循環器

小児神経科

消化器内視鏡

肝臓内科

腫瘍内科

内分泌外科

老年科

放射線診断

放射線治療

アレルギー

心臓血管外科

呼吸器外科

消化器外科

膠原病・リウマチ病

腎臓内科

脳神経内科

血液内科

循環器内科

呼吸器内科

消化器内科

内分泌代謝・糖尿病科

救急科

形成外科

リハビリテーション

総合診療

口腔外科

歯科

臨床検査

病理

放射線科

泌尿器科

耳鼻咽喉科

眼科

産婦人科

整形外科

精神科

外科

小児科

内科

皮膚科

専門医を目指す若手医師



補助の要件

- ①県内の医療機関等に在籍する教授、准教授、診療部長等
- ②専門医の資格取得を目指す医師（臨床研修医を除く。）
を指導している者
- ③現在所属している医療機関から、この補助事業の対象者
として推薦を受けている者

補助対象経費

学会参加費



出張旅費

書籍・文献購入費
文献閲覧・英文校閲料
など

補助額

500万円以内

— (別図) —

歯科

基本領域(19)

No.3 医師留学支援事業

※随时申請可

事業概要

県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する医師が、国内外の先進的な医療機関等で研修（原則、臨床研修及び専門研修プログラム内の研修を除く）を行うための支援を行う

補助の要件

- ①県内の医療機関に在籍する医師免許取得後15年以内の医師
- ②県外又は国外の先進的な医療機関等からの招請状又は受入承諾書を得ている者
- ③補助事業終了後、1年以上高知県内の医療機関で勤務することができる者
- ④現在所属している医療機関から、この補助事業の対象者として推薦を受けている者



研修に必要な
経費を支援

若手医師



留学後は1年以上県内の
医療機関に勤務



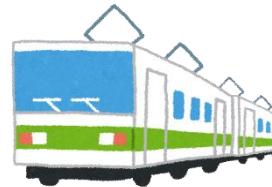
短期留学
長期留学

補助対象経費



住居費

現住所から留学
先までの交通費



受講料、
図書購入費など

補助額

- | | |
|----------------|---------|
| 短期研修（3～12か月未満） | 100万円以内 |
| 長期研修（1～3年程度） | 300万円以内 |
| 海外研修（3か月以上） | 300万円以内 |

No 3-2 医師留学支援事業【臨床研修医及び専攻医特別枠】

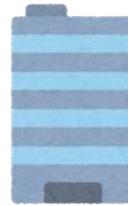
※随时申請可

事業概要

県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する医師が、国内外の先進的な医療機関等で研修（原則、臨床研修及び専門研修プログラム内の研修を除く）を行うための支援を行う

補助の要件

- ①県内の医療機関に在籍する卒後1年目～5年目の医師（R8.4.1現在）
- ②県外又は国外の先進的な医療機関等からの招請状又は受入承諾書を得ている者
- ③補助事業終了後、1年以上高知県内の医療機関で勤務することができる者
- ④現在所属している医療機関から、この補助事業の対象者として推薦を受けている者



研修に必要な
経費を支援

若手医師



留学後は1年以上県内の
医療機関に勤務



短期留学

補助対象経費



住居費

現住所から留学
先までの交通費



補助額

概ね1か月以上の研修 50万円以内

N○4 認定看護師資格取得支援事業

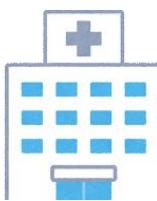
事業概要

安心で質の高い医療提供体制の充実を図るために、県内の医療機関等に勤務する看護職員が認定看護師の資格を取得することを目的として、認定看護師教育機関で研修を行うことに対して支援を行う



高知医療再生機構

研修に必要な
経費を支援



県内医療機関等



研修



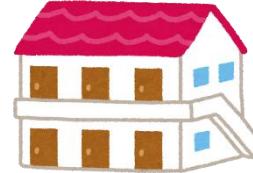
看護職員

派遣後は1年以上
県内の医療機関に勤務

補助の要件

- (1) 県内の医療機関・訪問看護ステーションで、当該医療機関に在籍する看護職員をその身分を有したまま、認定看護師教育機関に派遣し、医療機関全体の職員の資質と医療内容の向上等をはかろうとする者 又は
- (2) 県内の看護職員などの医療関係者育成に関する教育関連機関で、当該機関に在籍する教員をその身分を有したまま、認定看護師教育機関に派遣し、当該医療関係者の育成の向上をはかろうとする者

補助対象経費



住居費



現住所から研修
先までの交通費



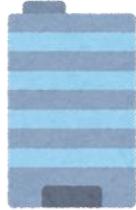
受講料、
図書購入費など

補助額

1人あたり 70万円以内
(ただし、事業費の1/2補助)

No.5 看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業

事業概要



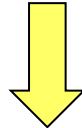
安心で質の高い医療提供体制の充実を図るため、県内の医療機関等に勤務する看護職員又は医療スタッフが高度な技術を有する資格を取得するなどの目的で先進的な医療機関等で研修（特定行為研修を含む）を行うことに対して支援を行う

補助の要件

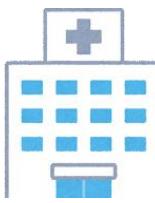
- （1）県内の医療機関・訪問看護ステーションで、当該医療機関に在籍する看護職員又は医療スタッフをその身分を有したまま、先進的な医療機関等に派遣し、医療機関全体の職員の資質と医療内容の向上等をはかろうとするもの 又は
- （2）県内の看護職員又は医療スタッフなどの医療関係者育成に関する教育関連機関で、当該機関に在籍する教員をその身分を有したまま、先進的な医療機関等に派遣し、当該医療関係者の育成の向上をはかろうとするもの



高知医療再生機構



研修に必要な
経費を支援



県内医療機関等



研修

- 看護師の特定行為研修
- 専任教員養成研修
- リンパ浮腫セラピスト
- アドバンス助産師
- 看護以外の職種のタスクシフト/シェア資格取得のための講習会

... 等



看護職員
医療スタッフ

派遣後は1年以上
県内の医療機関に勤務

補助対象経費



住居費



現住所から研修
先までの交通費



受講料、
図書購入費など

補助額

1補助事業者あたり50万円以内